

地方税法附則第15条（適用期限のある公益事業等に対する課税標準額の特例）

秩父市税条例のわがまち特例（R6年4月1日施行）

令和6年4月1日再編

法附則第15条					秩父市		条例附則10条の2		対象資産
改正前 項番号	改正後 項番号	特例内容	特例率	期 限	改正前 割合	改正後 割合	改正前 項番号	改正後 項番号	
2①	2①	公共の危害防止のために設置された施設又は設備(汚水又は廃液処理施設)	1/2を参酌して1/3~2/3	R6年4月1日~ R8年3月31日	1/2	改正 なし	1項	改正 なし	×
2⑤	2⑤	下水道除害施設	4/5を参酌して7/10~9/10	R6年4月1日~ R8年3月31日	4/5	改正 なし	2項	改正 なし	×
15	14	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等・(秩父市は該当地域外)	3/5を参酌して1/2~7/10	R5年4月1日~ R8.3.31	3/5	改正 なし	3項	改正 なし	×
		都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等・(秩父市は該当地域外)	1/2を参酌して2/5~3/5						
26①イ	25①イ	特定再生可能エネルギー発電施設 太陽光発電設備(1,000kw未満)	2/3を参酌して1/2~5/6	R6年4月1日~ R8年3月31日	2/3	改正 なし	4項	改正 なし	×
26①ロ	25①ロ	特定再生可能エネルギー発電施設 風力発電設備(20kw以上)	2/3を参酌して1/2~5/6	R6年4月1日~ R8年3月31日	2/3	改正 なし	5項	改正 なし	×
26①ハ	25①ハ	特定再生可能エネルギー発電施設 地熱発電設備(1,000kw未満)	2/3を参酌して1/2~5/6	R6年4月1日~ R8年3月31日	2/3	改正 なし	6項	改正 なし	×
26①ニ	25①ニ	特定再生可能エネルギー発電施設 バイオマス発電設備 (10,000kw以上20,000kw未満)	2/3を参酌して1/2~5/6	R6年4月1日~ R8年3月31日	2/3	改正 なし	7項	改正 なし	×
-	25②	特定バイオマス発電設備 一般木質・農作物残さ (10,000kw以上20,000kw未満)	6/7を参酌して11/14~ 13/14	R6年4月1日~ R8年3月31日	6/7	新規	-	8項	×
25②イ	25③イ	特定再生可能エネルギー発電施設 太陽光発電設備(1,000kw以上)	3/4を参酌して7/12~ 11/12	R6年4月1日~ R8年3月31日	3/4	改正 なし	8項	9項	×
25②ロ	25③ロ	特定再生可能エネルギー発電施設 風力発電設備(20kw未満)	3/4を参酌して7/12~ 11/12	R6年4月1日~ R8年3月31日	3/4	改正 なし	9項	10項	×
25②ハ	25③ハ	特定再生可能エネルギー発電施設 水力発電設備(5,000kw以上)	3/4を参酌して7/12~ 11/12	R6年4月1日~ R8年3月31日	3/4	改正 なし	10項	11項	○
25③イ	25④イ	特定再生可能エネルギー発電施設 水力発電設備(5,000kw未満)	1/2を参酌して1/3~2/3	R6年4月1日~ R8年3月31日	1/2	改正 なし	11項	12項	○
25③ロ	25④ロ	特定再生可能エネルギー発電施設 地熱発電設備(1,000kw以上)	1/2を参酌して1/3~2/3	R6年4月1日~ R8年3月31日	1/2	改正 なし	12項	13項	×
25③ハ	25④ハ	特定再生可能エネルギー発電設備 バイオマス発電設備(10,000kw未満)	1/2を参酌して1/3~2/3	R6年4月1日~ R8年3月31日	1/2	改正 なし	13項	14項	×
29	28	水防法に規定された浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備 (秩父市は該当地域外)	2/3を参酌して1/2~5/6	H29年4月1日~ R8年3月31日	2/3	改正 なし	14項	15項	×
33	32	都市緑地法の規定に基づき設置した 市民緑地の用に供する土地	2/3を参酌して1/2~5/6	H29年4月1日~ R7年3月31日	2/3	改正 なし	16項	改正 なし	×
38	37	水防法に規定により指定された浸水 被害軽減地区内の土地	2/3を参酌して1/2~5/6	R2年4月1日~ R8年3月31日	2/3	改正 なし	17項	改正 なし	×
-	38	都市再生特別措置法に規定する一 体型滞在快適性向上施設	1/2を参酌して1/3~2/3	R6年4月1日~ R8年3月31日	1/2	新規	-	18項	×

法附則第15条					秩父市		条例附則10条の2		対象資産
改正前 項番号	改正後 項番号	特例内容	特例率	期限	改正前 割合	改正後 割合	改正前 項番号	改正後 項番号	
42	41	特定都市河川浸水被害対策法・下水道法に基づき都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設	1/3を参酌して1/6～1/2	R3年4月1日～R9年3月31日	1/3	改正なし	18項	19項	×
43	42	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地	3/4を参酌して2/3～5/6	R4年4月1日～R7年3月31日	3/4	改正なし	19項	20項	×
15条の8 第2項	改正なし	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅	2/3を参酌して1/2～5/6 税額減額	H27年4月1日～R7年3月31日	2/3	改正なし	20項	21項	○
15条の9 の3第1項	改正なし	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置	1/3を参酌して1/6～1/2	R5年4月1日～R7年3月31日	1/3	改正なし	21項	22項	○

地方税法第349条の3（市税条例第61条の2）

法第349条の3					秩父市		条例第61条の2		対象資産
改正前 項番号	改正後 項番号	特例内容	特例率	期限	改正前	改正後	改正前 項番号	改正後 項番号	
28	27	家庭内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1/2を参酌して1/3～2/3	H29年4月1日以降	1/2	改正なし	1項	改正なし	×
29	28	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1/2を参酌して1/3～2/3	H29年4月1日以降	1/2	改正なし	2項	改正なし	×
30	29	事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1/2を参酌して1/3～2/3	H29年4月1日以降	1/2	改正なし	3項	改正なし	×

H29年度からは都市計画税でも運用する。（法第702条第2項 都市計画税条例第2条3項）